

新入試 初年度の既卒生、 浪人後に外検受検が必要！

例外措置の「前年度の成績も可」は新入試 2 年目から！

旺文社 教育情報センター 2019 年 4 月 17 日

文部科学省は 3 月 28 日「大学入学共通テスト実施方針(追加分)運用ガイドライン」を公表した(HP 掲載は 4 月 5 日)。文科省は昨年 8 月に「実施方針(追加分)」で、外部検定が受けづらい環境にいる受験生に対し、例外措置を取ることを示していた。今回のガイドラインはその詳細版だ。

2021 年の新入試(2020 年度実施)から、受験生の外部検定(外検)の成績を集約する「大学入試英語成績提供システム」が稼動する。受験生がこのシステムに成績を登録するには、高 2 の終わり以降に「共通 ID」を取得して、それを使って外検(いわゆる「認定試験」)を受検する。登録できる成績は「高 3 の 4~12 月に受検した 2 回まで」だ(既卒生も同様。大学受験する年度の 4~12 月の 2 回)。

今回の例外措置は特に「高 3 で 2 回まで」ルールに関わるもの。経済的な困難者、離島・へき地の居住者、長期入院者、海外在住者などは、外検をすんなり受検できる環境にはない。例外措置はこうした受験生への対応策だ。

※共通 ID や、成績提供システムの仕組み等については、1 月 11 日記事[「新入試 外部検定 成績提供システムの概要」](#)参照。

例外措置の内容は以下のとおり。ガイドラインでは、それぞれの対象者の具体的な定義や措置申請の流れも提示されている。特に高校の先生にとってはいずれも重要だろう。ガイドライン本文で確認されたい(記事最後の URL 参照)。

=====
(1) 経済的に困難、あるいは離島・へき地に居住・通学。かつ高 2 で CEFR B2 以上を取得

⇒ 高 2 の成績でも可

- ・対象は現役生のみ。
- ・高 2 の成績は、共通 ID 取得前のもので OK。
- ・利用できる高 2 の成績は 1 回分のみ。
- ・通常受検(高 3 で共通 ID を使って受検)との併用は不可(「例外措置の高 2 の 1 回」に加え、「高 3 でさらに通常受検」は×)。
- ・通常受検を 1 回でもしてしまうと本措置の申込は不可。

【利用できる外検(2019年度に受検の場合)】

英検(新方式「1day」) / TEAP / TEAP CBT / TOEFL iBT / TOEIC / IELTS (アカデミック・モジュール) / GTEC (CBT) / ケンブリッジ英検

(2) 受検年度に一定期間、海外に在住 ⇒ 海外での成績も可(認定試験と同種同名)

- ・受検年度の4～12月に通算120日以上、海外に在住していた者。
- ・通常受検との併用も可(日本と海外で1回ずつでもOK。もちろん海外で2回もOK)。
- ・通常受検を2回してからの本措置の申込は不可。

【利用できる外検】

TOEFL iBT / IELTS (アカデミック・モジュール) / IELTS for UKVI (アカデミック・モジュール) / ケンブリッジ英検

(3) 病気等 ⇒ 前年度の成績も可

- ・受検年度の4～12月に通算90日以上、入院していた者。
- ・現役生の場合、前年度の成績は共通ID取得前のものでOK(既卒生は成績提供システムに成績が登録されていることが必要)。
- ・利用できる前年度の成績は1回分のみ。
- ・通常受検との併用も可(前年度と受検年度に1回ずつなど)。
- ・通常受検を2回してからの本措置の申込は不可。

【利用できる外検(2019年度に受検の場合)】

英検(新方式「1day」「CBT(準1級以外)」) / TEAP / TEAP CBT / TOEFL iBT / TOEIC / IELTS (アカデミック・モジュール) / GTEC (CBT) / ケンブリッジ英検

(4) 既卒生 ⇒ 前年度の成績も可(大学の判断による)

- ・前年度の成績は、成績提供システムに登録されているもの(事後登録は不可)。
- ・前年度の成績利用は大学判断。大学により「前年度2回」「受検年度2回」の最大4回分の成績が利用できる。大学は受験生にあらかじめ、その扱い方を公表。

※新入試初年度の既卒生(現高3生が1浪に該当)に関しては、本例外措置はなし。

※ほか「既卒で病気(上記(4)かつ(3))」の場合、「既卒で海外(上記(4)かつ(2))」の場合の細かな規定あり。

(5) 障害のある受験生 ⇒ 大学は不利益が生じないように取り扱う

(6) その他全体

- ・最終的な申請方法等については、今後、大学入試センターが作成する手引きを参照。
- ・それぞれの例外措置の申込には、事前に共通IDの取得が必要。

- ・共通 ID の有効期間は 2 年度の予定（例；現役～1 浪）。それを超えて前年度の成績を利用する場合は（例；2 浪した場合）、共通 ID の更新手続きが必要。

=====

●今年の高 3 生が浪人した場合は注意

特に注意したいのは(4)の既卒生の扱いだ。成績提供システムのルール自体は、既卒生は「前年度の成績も可」。つまりシステムに前年度の成績は残る。実際にそれを入試で利用するかどうかは大学判断になるが、志望校が OK であれば、受験生は高 3 で外検を受けておけば、1 浪時に再受検する必要はない。

ところが今回のガイドラインでは、新入試初年度に限り、この「前年度の成績も可」という例外措置は適用されないこととなった。今年の高 3 生は浪人した場合、結局、浪人してから外検を受けることが必要（※）というわけだ。

※受験生が成績提供システムに外検の成績登録を希望する場合。当然、入試で外検を課さない大学もあるし、外検は課すけれども成績提供システムを利用しない大学もある。新入試から既卒生のすべてが外検必須、システム登録必須になるということではない。

●経済的な困難者の範囲（検定料の配慮申請）

文科省はガイドラインの公表とあわせて、外検の検定料について配慮を受けることができる経済的な困難者の範囲を発表した。同じ経済的な困難者についての対応でも、前述の(1)は受験上の例外措置（B2 以上なら高 2 の成績可）、一方こちらは検定料に関するものだ。

とはいえ、肝心の検定料が示されているわけではなく、各外検団体に委ねられている。その対象者が各外検でバラバラにならないように、国が定義したということだろう。

<文科省 ガイドライン本文>

対象者の詳細、申請の流れ、検定料の配慮などについては以下の文科省 HP を参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1414818.htm



例外措置はその数だけ対応のパターンがあり、非常に複雑だ。共通 ID 取得前の外検の成績が使えるのか、使えないのか。通常受検との併用ができるのか、できないのか。例外措置で認められる成績は 1 回分なのか、2 回分なのか。各措置で利用できる外検も異なる。

また、そもそも共通 ID をはじめとした成績提供システムの仕組み、さらには新入試における外部検定の扱い自体を正確に知らなければ、このガイドラインの理解は難しい。

大学入試センターは今後、例外措置の最終的な申請方法等を含め、手引きを作成する予定だ。これまでの発表事項がまとまった形になるかと思われるので、そちらも参照されたい。